

東京労働局「職場意識改善助成金」について

厚生労働省東京労働局より、[職場意識改善助成金（職場環境改善コース）](#)の周知について連絡がありましたので、ご案内致します。

○対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

○支給対象となる取組（一例）（※詳細は東京労働局にご確認下さい）
デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新等。

○成果目標

[目的a] 年次有給休暇の取得促進

[成果目標] 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる

[目的b] 所定外労働の削減

[成果目標] 労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる

○支給額

「支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費（謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費）の一部を、「成果目標」の達成状況に応じて支給。最大100万円を上限。

○申請期限

10月17日（月）までに計画書等の必要書類を東京労働局に提出し、事業実施の承認を受ける。

内容詳細、必要書類等につきましては、厚生労働省のホームページをご確認下さい。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

※本事業に関するお問い合わせ先

東京労働局 雇用環境・均等部

担当：崎山、山口 TEL 03-6893-1100